

## かすみがうら市議会議員政治倫理条例 対照表

かすみがうら市議会議員の政治倫理条例	かすみがうら市議会議員政治倫理条例 (たたき台)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、<b>その受託者たる</b>市議会議員(以下「議員」という。)が、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応え、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市議会議員(以下「議員」という。)が、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応え、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。</p>
<p>(議員及び市民の責務)</p> <p>第2条 議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにするよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけをすることはもとより、道義的批判を受けるおそれのある寄附その他の行為を行ってはならない。</p>	<p>(議員及び市民の責務)</p> <p>第2条 議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにするよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけをすることはもとより、道義的批判を受けるおそれのある寄附その他の行為を行ってはならない。</p>
<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 議員は、市政に携わる責務を深く自覚し、人格及び倫理の向上に努めるため、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 市民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそ</p>	<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 議員は、市政に携わる責務を深く自覚し、人格及び倫理の向上に努めるため、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 市民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそ</p>

<p>れのある行為をしないこと。</p> <p>(2) 全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。</p> <p>(3) 政治活動に関する寄附行為について、政治的又は道義的批判を受けることをしないこと。議員の後援団体についても、同様とする。</p> <p>(4) 市が行う認可、許可、命令に関して、特定の企業、個人、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>(5) 一般職の職員の採用に関して、推薦、紹介等の有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>(6) 市が<b>発注する工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約</b>及び一般物品納入契約に関して、特定の業者を推薦、紹介等の有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>(7) 市の機関の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。</p> <p>(8) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他のその地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為及び人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</p> <p>2 前項第4号から<b>第8号</b>までの規定は、市が関係する地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) <b>第221条第3項に規定する法人及び</b>法第284条第1項に規定する組合についても適用する。</p> <p>3 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、第5条に</p>	<p>れのある行為をしないこと。</p> <p>(2) 全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。</p> <p>(3) 政治活動に関する寄附行為について、政治的又は道義的批判を受けることをしないこと。議員の後援団体についても、同様とする。</p> <p>(4) 市が行う認可、許可、命令に関して、特定の企業、個人、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>(5) 一般職の職員の採用に関して、推薦、紹介等の有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>(6) 市が<b>行う請契約</b>及び一般物品納入契約に関して特定の業者を推薦、紹介等の有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>(7) 市の機関の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。</p> <p>(8) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他のその地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為及び人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</p> <p><b>(9) 庁舎内において、職員に対しての政党機関紙の購読の勧誘、配達、購読料の徴収等、一切の行為をしないこと。</b></p> <p>2 前項第4号から<b>第9号</b>までの規定は、市が関係する地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)法第284条第1項に規定する組合についても適用する。</p> <p>3 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、第5条に</p>
--	--

<p>規定する<b>かすみがうら市</b>政治倫理審査会 <b>(以下「審査会」という。)</b>に出席し、自ら 疑惑の解明に当たるとともに、その責任 を明らかにしなければならない。</p>	<p>規定する政治倫理審査会に出席し、自ら 疑惑の解明に当たるとともに、その責任 を明らかにしなければならない。</p>
<p>(市の工事等の契約に関する遵守事項) 第4条 議員の配偶者若しくは1親等の親 族若しくは同居の親族若しくは議員等 (以下「本人等」という。)が役員をして いる企業又は実質的に経営に携わる企業 は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重 し、市が発注する工事等の請負契約、下 請工事、業務委託契約及び一般物品納入 契約(1件の契約額が地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号)第167条の2第 1号別表第5に掲げる額を超えない契約 を除く。)への応募を辞退しなければなら ない。ただし、災害等で緊急を要する とき又は工事等の契約を辞退すること により市の行政執行若しくは市民生活に支障 があるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の「実質的に経営に携わる企業」と は、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 本人等が資本金その他これらに準ず るものの2分の1を超えて出資している 企業。この場合において、本人等が複数 のときは、その出資金の合計を基準とす る。</p> <p>(2) 本人等が年額300万円を超える報酬 (顧問料等その名目を問わない。)を受領 している企業。この場合において、本人 等が複数のときは、その報酬の合計を基 準とする。</p> <p>(3) 本人等が経営方針に明らかに関与し ている企業</p> <p>3 前2項に該当する場合において、議員 は、市民に疑惑の念を生じさせないため、</p>	<p>(市の工事等の契約に関する遵守事項) 第4条 議員の配偶者若しくは1親等の親 族若しくは同居の親族若しくは議員等 (以下「本人等」という。)が役員をして いる企業又は実質的に経営に携わる企業 は、法第92条の2<b>及び法第142条</b>の規定 の趣旨を尊重し、市が発注する工事等の 請負契約、下請工事、業務委託契約及び 一般物品納入契約(1件の契約額が地方自 治法施行令(昭和22年政令第16号)第167 条の2第1号別表第5に掲げる額を超え ない契約を除く。)への応募を辞退しな ければならない。ただし、災害等で緊急を 要するとき又は工事等の契約を辞退す ることにより市の行政執行若しくは市民生 活に支障がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の「実質的に経営に携わる企業」と は、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 本人等が資本金その他これらに準ず るものの2分の1を超えて出資している 企業。この場合において、本人等が複数 のときは、その出資金の合計を基準とす る。</p> <p>(2) 本人等が年額300万円を超える報酬 (顧問料等その名目を問わない。)を受領 している企業。この場合において、本人 等が複数のときは、その報酬の合計を基 準とする。</p> <p>(3) 本人等が経営方針に明らかに関与し ている企業</p> <p>3 前2項に該当する場合において、議員 は、市民に疑惑の念を生じさせないため、</p>

<p>責任をもって当該企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。</p> <p>4 前項の辞退届は、議員の任期開始の日から 30 日以内に、議長に提出するものとする。</p> <p>5 議員に係る辞退届については、議長は、その写しを市長に送付しなければならない。</p>	<p>責任をもって当該企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。</p> <p>4 前項の辞退届は、議員の任期開始の日から 30 日以内に、議長に提出するものとする。</p> <p>5 議員に係る辞退届については、議長は、その写しを市長に送付しなければならない。</p>
<p>(政治倫理審査会の設置)</p> <p>第 5 条 政治倫理確立のための必要な事項を調査するため、法第 138 条の 4 第 3 項の規定によりかすみがうら市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>2 <b>審査会は</b>、議長及び市民から議員の政治倫理基準及び遵守事項(<b>前条</b>で規定する遵守事項をいう。以下同じ。)の違反に<b>関する</b>調査請求があった<b>ときは</b>、当該議員に対し、事情を聴取し、若しくは資料の提出を求め、又はその関係者に対し必要な調査を行うものとする。</p> <p>3 審査会の委員は、5 人以内とし、地方自治の本旨に理解があり、かつ、専門的知識を有する者及び法第 18 条に定める選挙権を有する市民のうちから、市長が公正を期して委嘱する。</p> <p>4 審査会の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、任期が満了したときは、後任の委員が委嘱されるまでその職務を行う。</p> <p>5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。</p> <p>6 審査会の委員は、何人に対しても職務上</p>	<p>(政治倫理審査会の設置)</p> <p>第 5 条 政治倫理確立のための必要な事項を調査するため、法第 138 条の 4 第 3 項の規定によりかすみがうら市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>2 議長及び市民から議員の政治倫理基準及び遵守事項(<b>第 4 条</b>で規定する遵守事項をいう。以下同じ。)の違反に<b>関しての</b>調査請求があった<b>場合</b>、<b>審査会は</b>当該議員に対し、事情を聴取し、若しくは資料の提出を求め、又はその関係者に対し必要な調査を行うものとする。</p> <p>3 審査会の委員は、5 人以内とし、地方自治の本旨に理解があり、かつ、専門的知識を有する者及び法第 18 条に定める選挙権を有する市民のうちから、市長が公正を期して委嘱する。</p> <p>4 審査会の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、任期が満了した場合には、後任の委員が委嘱されるまでその職務を行う。</p> <p>5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。</p> <p>6 審査会の委員は、何人に対しても職務上</p>

<p>知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>7 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>8 審査会の調査記録については、その写しを原則として所定の場所で閲覧することができる。ただし、審査会で非公開とした文書については、この限りでない。</p>	<p>知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>7 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>8 審査会の調査記録については、その写しを原則として所定の場所で閲覧することができる。ただし、審査会で非公開とした文書については、この限りでない。</p>
<p>(市民の調査請求権)</p> <p>第6条 市民は、議員が政治倫理基準又は遵守事項に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、<b>法第18条に定める選挙権を有する市民 500分の1</b>以上の連署とともに、文書で議長に調査を請求することができる。</p> <p>2 議長は、前項の請求を受けたときは、10日以内にその書面の写しを添えて、審査会に調査を求めるものとする。</p>	<p>(市民の調査請求権)</p> <p>第6条 市民は、議員が政治倫理基準又は遵守事項に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、<b>法第18条に定める選挙権を有する市民 300人</b>以上の連署とともに、文書で議長に調査を請求することができる。</p> <p>2 議長は、前項の請求を受けたときは、10日以内にその書面の写しを添えて、審査会に調査を求めるものとする。</p>
<p><b>(議長の調査依頼権)</b></p> <p>第7条 <b>議長は、</b>議員が<b>政治倫理基準又は</b>遵守事項に違反している疑いがある<b>ときは、</b>これを証する資料を添えて、速やかに審査会に調査を依頼しなければならない。</p>	<p><b>(市の工事等の契約に関する遵守事項の違反行為に関する措置)</b></p> <p>第7条 議員が遵守事項に違反している疑いがある<b>場合、議長は、</b>これを証する資料を添えて、速やかに審査会に調査を依頼しなければならない。</p>
<p>(審査会の調査)</p> <p>第8条 審査会は、<b>第5条</b>第2項及び前条の規定による調査を求められたときは、当該事実の存否の調査を行い、60日以内に調査結果報告書を議長に提出しなければならない。</p> <p>2 議長は、前項の規定により調査結果の報告書の提出を受けたときは、10日以内に請求者に文書で回答しなければならない。</p>	<p>(審査会の調査)</p> <p>第8条 審査会は、<b>第6条</b>第2項及び前条の規定による調査を求められたときは、当該事実の存否の調査を行い、60日以内に調査結果報告書を<b>市長又は</b>議長に提出しなければならない。</p> <p>2 議長は、前項の規定により調査結果の報告書の提出を受けたときは、10日以内に請求者に文書で回答しなければならない。</p>



<p>(議員の協力義務)</p> <p>第 9 条 議員は、審査会から<b>求め</b>があるときは、審査会に必要な資料を提出し、審査会の会議に出席して説明を行う等、調査審議に必要な協力をしなければならない。</p>	<p>(議員の協力義務)</p> <p>第 9 条 議員は、審査会から<b>の要求</b>があるときは、審査会に必要な資料を提出し、審査会の会議に出席して説明を行う等、調査審議に必要な協力をしなければならない。<b>なお、議長は、審査会の調査において調査対象者(関係者を含む。)が偽りの報告をし、又は調査に協力しなかった等の指摘があったときは、その旨を議会報等で公表しなければならない。</b></p>
<p>(贈収賄罪の第 1 審有罪判決宣告後における説明会)</p> <p>第 10 条 <b>議長は、</b>当該議員が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 197 条から第 197 条の 4 まで及び第 198 条に定める贈収賄罪により、第 1 審有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職に留まろうとするときは、議長に市民に対する説明会の開催を請求することができる。この場合において、当該議員は、説明会に出席し、釈明することができる。</p> <p>2 市民は、前項の説明会において、議員に質問することができる。</p> <p>3 市民は、第 1 項の説明会が開催されないときは、法第 18 条に定める選挙権を有する市民 <b>500 分の 1</b> 以上の連署をもって、議長に説明会の開催を請求することができる。</p> <p>4 前項の請求は、第 1 審有罪判決の宣告の日から 30 日を経過した日以後 20 日以内に議長を通じて行うものとする。</p>	<p>(贈収賄罪の第 1 審有罪判決宣告後における説明会)</p> <p>第 10 条 <b>議員は、当該市長等又は</b>議員が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 197 条から第 197 条の 4 まで及び第 198 条に定める贈収賄罪により、第 1 審有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職に留まろうとするときは、<b>議員にあっては</b>議長に市民に対する説明会の開催を請求することができる。この場合において、当該議員は、説明会に出席し、釈明することができる。</p> <p>2 市民は、前項の説明会において、議員に質問することができる。</p> <p>3 市民は、第 1 項の説明会が開催されないときは、法第 18 条に定める選挙権を有する市民 <b>300 人</b> 以上の連署をもって、<b>市長又は</b>議長に説明会の開催を請求することができる。</p> <p>4 前項の請求は、第 1 審有罪判決の宣告の日から 30 日を経過した日以後 20 日以内に議長を通じて行うものとする。</p>
<p>(違反措置等)</p> <p>第 11 条 <b>議長は、</b>議員が審査会の調査において<b>政治倫理基準又は遵守事項に</b>違反しているとの報告があった<b>ときは、</b>その旨</p>	<p>(違反措置等)</p> <p>第 11 条 議員が、審査会の調査において違反しているとの報告があった<b>場合は、議長はその旨を議会報等で公表するものと</b></p>

を議会報等で公表するものとする。	する。
(委任) 第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
附 則 (施行期日) 1 この条例は、 <b>公布の日</b> から施行する。  (適用区分) 2 この条例の施行の際現に議員の職にある者に対する第 4 条の規定の適用については、同条第 4 項中「議員の任期開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。 3 第 10 条の規定は、この条例の施行日以後に逮捕され、起訴され、又は有罪判決の宣告を受けた議員について適用する。	附 則 (施行期日) 1 この条例は、 <b>令和 年 月 日</b> から施行する。  (適用区分) 2 この条例の施行の際現に議員の職にある者に対する第 4 条の規定の適用については、同条第 4 項中「議員の任期開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。 3 第 10 条の規定は、この条例の施行日以後に逮捕され、起訴され、又は有罪判決の宣告を受けた議員について適用する。